

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金
(在宅療養環境整備事業) 公募要領

1. 事業の趣旨

本事業は、在宅で療養生活を送る自動車事故による重度後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合（いわゆる「介護者なき後」）に備え、重度後遺障害者に対する居宅介護や重度訪問介護を提供する事業者に対し、介護人材確保等に係る経費を補助することにより、在宅療養環境の整備を推進することで、自動車事故による重度後遺障害者及びそのご家族が安心して生活を送れるよう環境整備を図ることを目的としています。

2. 事業の概要

(1) 事業名

在宅療養環境整備事業

(2) 予算額

2億1,475万円の範囲内

(3) 補助対象事業者

本事業に応募するための要件は、以下のとおりです。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業所、同条第3項に規定する「重度訪問介護」を行う事業所（以下「介護事業所等」という。）であること。
- ② 令和7年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一第二級以上に該当する者。以下「重度後遺障害者」という。）が利用している、又は利用する具体的な見込みがあること。
- ③ 事業を効率的かつ確実に実施することができる介護事業所等であること。
- ④ 過去3か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのない者等（団体を含む）であること。
- ⑤ 人材雇用費又は賃金改善費の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす介護事業所等であること。
一 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める人員配置基準を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業者を置いて事業を行っていること。

居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	従業者
------	---	-----

重度訪問介護	指定障害福祉サービスの事業等基準 省令	従業者
--------	------------------------	-----

二 医師、看護師若しくは准看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第13条第1号の第一号、第二号若しくは第三号研修を修了した従業者又はそれと同等と認められる従業者を置いていること。

(4) 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、本事業を行うために真に必要な以下に掲げる経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費に限る。

① 開設に要する経費（以下「新設等支援費」という。）

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	重度後遺障害者に居宅介護又は重度訪問介護サービスを提供するための従業者を雇用する経費（開設1ヶ月前から開設2ヶ月後の間に要する給与総支給額及び賞与並びに雇用主が負担する法定福利費）	1/2（利用予定者のうち重度後遺障害者の実人数が
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格10万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの）	2人以上の場合 は定額）
研修等経費	重度後遺障害者への居宅介護又は重度訪問介護サービス提供に関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

② 開設次年度以降に要する経費（以下「継続経費」という。）

費目	補助対象経費	補助率
賃金改善費	処遇改善加算等の対象職員における賃金改善の経費(処遇改善加算等の対象職員における当該年度の賃金改善等総額(以下「賃金改善額」という。))と処遇改善加算等の給付総額の差分(自己負担分)をいう。以下同じ。)	1/2（利用予定者のうち重度後遺障害者の実人数が
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格10万円以上とする。） （就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの）	2人以上の場合 は定額）
研修等経費	重度後遺障害者への居宅介護又は重度訪問介護サービス提供に関する介護の知識・技術等の向上を図るための研	

	修、講演会等の参加及び開催に要する経費	
--	---------------------	--

- ③ 人材雇用費の対象となる範囲は、令和7年度中に新たに雇用した従業者の雇用に係る経費とする。
- ④ 求人情報発信費のうち職業紹介手数料の対象となる補助対象事業の範囲は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者に対して同法第32条の3第1項各号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。
- ⑤ 研修等経費の対象となる補助対象事業の範囲は、受講料、講師に対する謝金、研修等への参加・開催に係る旅費及び雑費とし、その積算については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等の規定に準じて行うものとする。

(5) 補助対象事業の実施期間

補助対象事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

令和7年4月1日以降に事業を開始し、令和8年3月31日までに事業を完了し、かつ指定する期日までに支払いを完了することが必要である。

(6) 補助上限額及び交付申請の打ち切り

補助上限額については、次のとおりとする。

- 一 新設等支援費にあつては、1介護事業所等につき、300万円を補助上限額とする。
- 二 継続経費にあつては、1介護事業所等につき、200万円を補助上限額とする。
- 三 一及び二の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

(7) 補助対象事業の成果・効果の検証・報告

介護事業所等は事業終了後、事業を実施したことによる成果及び効果を検証し報告するものとする。

(8) 支給の制限

国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の交付対象外とする。

3. 選定

本事業は、2.(3)を満たす者を選定する。

また、応募者が複数の場合は、以下の順で選定を行うものとする。

- (1) 令和7年度中に重度後遺障害者が初めて利用する具体的な見込みがある介護事業所等。
- (2) 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、令和7年度中に新たな利用の具体的な見込みがある介護事業所等。
- (3) 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（在宅療養環境整備事業）の交付を受けたことがない介護事業所等。
- (4) 既に重度後遺障害者が利用しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（在宅療養整備事業）の交付を受けたことがある介護事業所等（この場合にあつては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする）。

なお、必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがある。選定結果については、後日、書面またはメールにより通知を行うものとする。

4. その他留意事項

- (1) 本事業の執行は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」によるほか、本補助金の交付規程等の定めによる。
- (2) 今回の公募による選定は、補助金の交付を確約したものではない。そのため、別に本補助金の交付規程に基づく補助金の交付申請手続き等を行う必要がある。
- (3) 補助対象事業に係る経理について、帳簿及び全ての証拠書類を他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。また、帳簿及び全ての証拠書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
- (4) 事業終了後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、国土交通省による立入検査及び会計検査院による実地検査が入ることがある。
- (5) 介護事業所等が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等(例：他の用途への無断流用、虚偽報告等)をした場合には、補助金の交付決定取消し、補助金の返還命令、不正の内容の公表等を行うことがある。
- (6) 事業終了後、補助金交付申請兼実績報告書を期限内に提出ができない場合は、補助金の交付は行わないものとする。
- (7) 同一内容の補助対象経費について、他の自動車事故被害者支援体制等整備事業と重複して申請することはできない。
- (8) 国土交通省は事業終了後、成果・効果に係る報告の情報、支援の事例等の公表を行う。
- (9) 事務局及び国土交通省に個人情報を提供する場合は、利用者・介護者に対して同意を得るなど各者の個人情報保護方針に基づき対応を行うこと。
- (10) 事務局及び国土交通省は、個人情報の取扱いについて「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に基づき対応するものとする。

5. 応募方法

- (1) アカウント発行依頼
自動車事故被害者支援体制等整備事業ポータルサイト (<https://jidousyajiko-sien-r7.jp>) からアカウント発行依頼をし、IDとパスワードを設定すること。
- (2) アカウント登録
申請システムにログインし、マイページから事業者情報、担当者情報、口座情報、施設情報を登録すること。
- (3) 応募書類
必要書類確認書をご確認のうえ、募集期間内(令和7年6月2日(月)～令和7年8月1日(金))にマイページから必要書類を提出すること。
申請システムによる申請が難しい場合は事務局へ相談すること。

【必要書類】

- ① 応募申請書（在宅療養環境整備事業応募申請書）
- ② 応募者等の概要【様式1】
- ③ 指定（更新）通知書
- ④ 全部事項証明書、会社定款のいずれか
- ⑤ 事業計画調書
【新設等支援費を申請する場合「様式2-1」、継続経費を申請する場合「様式2-2」】
- ⑥ 各経費算出根拠の各種資料
- ⑦ 成果・効果等調書【様式3】
- ⑧ 補助対象となる介護事業所等における自動車事故によって重度の後遺障害を負った重度後遺障害者の利用状況がわかる書類
- ⑨ 利用している（予定を含む）自動車事故被害者が要件を満たしているか確認出来る書類
- ⑩ 当該年度の収支予算書
- ⑪ 直近年度の財務諸表
- ⑫ 職員名簿
- ⑬ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表その他補助対象となる介護事業所等における介護給付費等の算定に係る体制状況等がわかる書類
- ⑭ 上記のほか事務局から提出を求めた書類

【問い合わせ先】

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（在宅療養環境整備事業）

TEL：080-7052-5403

E-mail：koutsujiko-sien！koutsujiko-mlit.jp（！を@に置き換えること）